第 2 回世田谷区児童福祉審議会 児童虐待死亡事例等検証部会 報告要旨

児童虐待等死亡事例検証部会について

1 概要

- ・児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項により、地方公共団体(実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市)は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。
- ・区では、これらの事項の審議にあたって、児童福祉審議会の下に、児童虐待死亡事例 等検証部会を設置し、審議を行うこととしている。

<参考>児童虐待の防止等に関する法律

第四条

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 検証方法

- (1)部会は、事務局が収集・整理した検証事例に関する情報を基に、関係機関からのヒアリングや現地調査などの必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに、 発生原因の分析等を行う。
- (2)部会は、調査結果に基づき、区職員や組織などの体制面の課題、対応・支援のあり 方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明ら かにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。

3 検証結果の報告

部会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、区に報告するものとする。

4 検証報告の取扱い

区は、部会の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、部会に報告するものとする。

説明資料

別紙のとおり。

説明要旨・補足

「1 部会開催内容(協議内容)」について

- ・今年度は、2回部会を開催したが、対象事例が発生していないため検証は未実施。部会 運営にあたっての協議を行った。
- ・協議により整理した基準・体制により、部会として検証を進めていくことを各委員及び 事務局で確認。今後この方針に基づいて部会を運営していく。

「2 開催回数」について

・今年度は、2回部会を開催したが、対象事例が発生していないため検証は未実施。